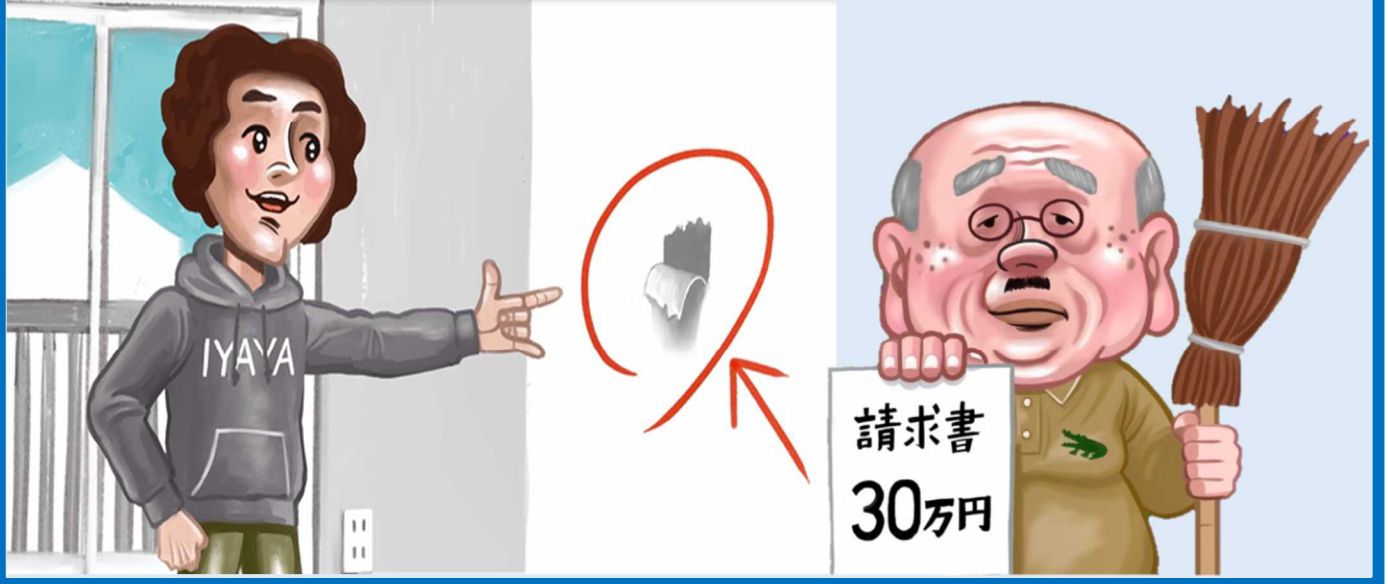




ちんたいじゅうたく たいきょ ちゅうい
賃貸住宅の退去トラブルに注意!



げんじょうかいふく
●「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**」では、
つうじょうしよう ゆか かべ よご けいねんへんか
通常使用による床や壁などの汚れや**経年変化**によ
る損耗は**家主の負担**、**通常の使用方法を超える使**
い方によって生じた場合は**借主(入居者)の負担**と
されています。

●**契約時**は契約書の記載内容をよく確認し、
ちんたいぶっけん げんじょう さつえい
賃貸物件の現状を撮影しましょう。

●**退去時**は精算内容をよく確認し、納得で
てん かしぬしがわ せつめい もと
きない点は貸主側に説明を求めましょう。



そうだん はや さっぽろししようひしゃ また しようひしゃ
トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)